

諸外国における消費者の財産被害事案に係る行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策に関する調査の概要

1. 目的

消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項において、消費者庁関連三法の施行後3年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、検討を加え必要な措置を講ずるものとされた。

これを踏まえ、消費者庁においては、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」を開催し、①行政による経済的不利益賦課制度及び②財産の隠匿・散逸防止策について、考えられる制度の選択肢の提示及び論点の整理を行っているところである。今後実効的な制度設計をするためには、現に諸外国において実施されている①及び②に類する制度の内容、運用状況、導入に向けた取組及び国内法制としての導入可能性について調査・研究をすることが有益であることから、調査・研究を行う。

2. 調査対象国及び調査事項

- (I) 英国における「行政による不法収益の剥奪、財産の隠匿・散逸防止制度、及び集团的消費者被害救済制度」の実際
- (II) ドイツにおける消費者の財産被害事案に係る行政による経済的不利益賦課制度に関する調査
- (III) 韓国における行政による不利益賦課制度、消費者被害の防止・救済制度
- (IV) 米国における原状回復、ディスゴージメント、及び民事制裁金制度-SEC及びFTCの場合
- (V) ギリシャにおける消費者の財産被害事案に係る経済的不利益賦課制度について
- (VI) オーストラリアにおける消費者の財産被害事案に係る経済的不利益賦課制度を含む行政措置について

3. 調査の概要

(I) 英国

1. 行政による不法収益の剥奪制度、財産の隠匿・散逸防止制度

英国では、行政による不法収益の剥奪（及びそのための財産の隠匿・散逸防止策）は、組織犯罪を抑止する刑事手続において図られている。それは、その業務が、当初は資産回復庁（ARA）、現在は重大組織犯罪庁（SOCA）という刑事訴訟の提起をすることができる機関によって、もっぱら担われていることから理解できよう。犯罪を行った者や組織に経済的利益が残れば、同様な犯罪が再度行われる可能性が強く、そのためにも不法利益の剥奪が再犯防止のために必要と考えられたのである。

SOCAが担う不法収益の剥奪の制度は、大きく分けると2つの類型に区別することができる。刑事没収（Criminal Confiscation）と民事回復（Civil Recovery）である。

(1) 刑事没収について

刑事没収は、刑事事件で有罪判決を受けた者から、当該犯罪で得られた利益に相当する金銭的な価値を没収する制度である。その法律的根拠となる現行法は、2002年犯罪収益法（POCA）である。没収された資産は国庫に帰属し、没収された資産が犯罪被害者に分配されることは、原則としてない。英国において、不法な利益を剥奪する制度の趣旨は、利得が犯罪者に残ることによる犯罪の繰り返しを防ぐことがその目的であって、個別の被害者の救済ではないからである。ただし、捜査の

過程で被害者が特定され、被害者から被害届が提出されている場合には、捜査機関が被害者に代わって裁判所に賠償命令 (compensation order) を申し立てる。そして、刑事没収がなされる場合に、被害者から出されている被害届に記載されている事実について争いがなければ、裁判所は損害額を特定して賠償命令を出すことができる。

(2) 民事回復について

民事回復は、有罪判決を前提とせず、違法行為によって取得された資産を SOCA 等の機関が違法行為をした者から剥奪する民事上の制度である。SOCA は中心的な役割を担っており、組織的な犯罪に起因する不法な利益について、民事回復の申立てをする権限を有している。民事回復制度と刑事没収を担う機関は重なっており、刑事没収の要件に該当する場合にはそれが優先される。

回復された資産は刑事没収の場合と同じように国庫に帰属する。また刑事没収の場合とは異なり、賠償命令のような制度はなく、回復された資産が被害者に優先的に提供されることはない。民事回復はあくまで将来にわたる被害発生の抑止が目的であり、賠償命令のように被害回復を目的としているものではないことがその理由である。被害者はあくまで個別の民事訴訟によって損害の回復を図ることになる。

なお、SOCA は、年間で約 4 億ポンドの不法利益の回復を行っている。そのかなりの部分が、英国外で行われた犯罪行為に起因する資産の凍結である。個別の被害者に賠償金が払われた例はあるが、必ずしもその件数は多くないようである。制度の趣旨が集団的な被害をもたらす犯罪の再犯防止にあることからすればやむを得ないものと思われる。

2. 集団的消費者被害救済制度

SOCA による不法利益の剥奪は、集団的な消費者被害の救済を意図した制度ではなく、あくまで刑事法の観点からの組織犯罪の再犯の防止がその目的である。もっとも、英国においても不法利益剥奪制度の運用に関して、消費者の集団的被害が意識されつつあるのではないかとと思われる例も見られつつある。

組織犯罪の中には消費者が被害者になる例があり得る。SOCA は、2010 年 6 月に「広範な市場詐欺」についての報告書を公表し、その英国での年間被害額が 35 億ポンドに達しているとして、それに対する注意喚起と対策を明らかにした。こうした被害に刑事没収の制度が活用されるならば、それは実質的に集団的消費者被害の救済制度として機能する可能性がある。

また、SOCA の不法利益の剥奪制度を機能させる前提として、関係機関による「不審活動報告 (SARs)」が利用されている。SOCA で SARs の分析を担当する金融情報部門 (UKFIU) は、2011 年 1 月に高齢者あるいは要支援者の救済に SARs を活用することを提言する報告書を出している。高齢者や要支援者に対する詐欺は、消費者問題に該当する事案もあり、この提案が不法利益の剥奪制度にどのような影響を与えるのかを注視する必要がある。

さらに、2010 年の法改正で 2000 年金融サービス市場法 (FSMA) 第 404 条に「消費者救済スキーム (Consumer Redress Schemes)」が規定された。この新しい制度を使って、英国の金融庁 (FSA) は現在、Arch cru funds というリスクの高い投資商品に関する消費者の被害救済スキームを提案している。これは、認可金融サービス業者が多数の消費者に対して FSMA に規定された原則に反する不適切な勧誘行為などを行った際に、その損害の回復を認可金融サービス業者によって拠出される資金で行うとの計画の立案権限を FSA に付与するものである。この救済原資は、当該金融商品を取り扱った認可業者によって拠出されており、それをスキームによる救済を承認した被害者に対して分配する。認可業者が関わる投資的取引に限定された制度ではあるが、行政による消費者被害の集団的な救済として、先駆的な意義を有している。

さらに、英国では、ビジネス・イノベーション・職業技能省 (BIS) と公正取引庁 (OFT) を中心に、広く消費者の集団的被害を回復させる民事上の制度についての検討が続けられている。BIS としては、

次の 3 つの選択肢を検討することで、集団的被害回復制度の方向性を明らかにしたいと考えている。第一は、すでに文書で公表されている、政府機関が消費者を代表する方策。第二は、民間機関が消費者の代表として集団的被害回復を図る方策。第三は、現行の刑事法上の被害回復手続を改訂することによって被害救済を広げる方策、である。EU において消費者の集団的被害回復制度について一定の提案がなされる予定であり、英国の制度についても、今後も引き続き展開に注目する必要がある。

(II) ドイツ

1. 経済的不利益賦課制度について

ドイツにおいては、消費者保護のための一般法は存在せず、消費者保護を目的の一つとする様々な法律等により、消費者保護が図られている。消費者保護の中心的役割を担っているのが、不正競争防止法 (UWG) であり、その他に消費者保護を図る重要な法律として競争制限禁止法 (GWB) 及び電気通信法 (TKG) がある。これらの法律においては、消費者の財産的被害事案に係る行政等による種々の経済的不利益賦課制度が規定されている。

(1) 過料・制裁金制度

① 行政 (連邦ネット庁) による過料制度

ドイツにおいては行政 (連邦ネット庁) による過料制度 (所管行政庁が、秩序違反者に対し秩序違反を理由として経済的不利益を賦課する制度) が効率的に運用されている。同制度は、UWG 上の民事実体法上の利益剥奪請求制度 (後述) には運用上限界があったことから、2005 年に電話番号の濫用について TKG 上に、2009 年に受け手の同意のない電話広告について UWG に、電話広告の際の電話番号の隠匿について TKG に、それぞれ導入されたものである。その導入後、多くの事例において過料制度が適用され、高額の過料が賦課され国庫・州庫に支払われている (例えば、受け手の同意のない電話広告及び電話広告の際の電話番号の隠匿の事例について 2011 年は 64 件、総額 840 万ユーロ)。その結果、近年は電話広告に関する苦情件数が激減するといったように、その導入の劇的な効果がみられている。

② GWB 上の制裁金 (過料) 制度等

それらと並んで、GWB の分野においては、古くから連邦カルテル庁の制裁金 (過料) 制度が存在する。GWB は、消費者保護もその目的の一つに数えるが、主に競争秩序の維持・回復を行うものであるため、この分野では、行政上の制度が主、事業者団体の利益剥奪請求権等民事法上の制度が従の関係にある。制裁金の対象事案の性質上多くの時間や労力がかかるため、事例数は年間 10 件程度に止まるが、賦課金額は、その他の過料よりも極めて高い (通常 1 件につき数 100 万ユーロ)。

以上の UWG、TKG 及び GWB 上の諸制度を比較してみると、GWB 上の制裁金モデルは、(a) 不利益の算定方法が単純であること、及び (b) 証拠収集権限が強力であることに基づき、不利益の算定の難易度が他の制度に比して低いことが特徴的である。

(2) その他利益剥奪制度等

消費者の財産被害事案に係る経済的不利益賦課制度として、まず 2004 年に、一定の消費者団体及び事業者団体等による民事実体法上の利益剥奪請求権が、UWG へ導入された。しかし、施行後 8 年を経た今日、因果関係及び利益の立証の困難、主体たる団体の資金的な限界等を理由として、その運用は芳しくない。その利用件数、勝訴件数は僅かであり、和解を含め支払われた金額は極めて低く (2000 ユーロ程度の事例等) になっているのが現状である。

また、GWB 上、違反行為者が違反行為によって獲得した利益を一定限度で吐き出させる制度として連邦カルテル庁の利益剥奪権限及び事業者団体の利益剥奪請求権が存在するが、この制度につい

ても、過料の方が利益の厳密な計算が必要でなく、比較的算定が容易であることから、過料の賦課が通常優先的に行われている。その後利益が残存することはあまり考えられず、連邦カルテル庁又は事業者団体による利益剥奪請求は実際にはほとんど行われていない。

さらに、TKG 上連邦ネット庁に利益剥奪権限が認められているが、やはり同様の理由で利用されておらず、今日までのところこの規定により利益の剥奪が命じられた事例は存在しない。

2. 経済的不利益賦課のための財産の隠匿・散逸防止策について

経済的不利益賦課のための財産の隠匿・散逸防止策としては、以下のような手段が用意されている。

- (1) 民事法上の仮差押制度により、違反者の有する財産が外国へ流出する前に、それを防止することが一定限度で行われうる。これにより、違反者の有する財産が外国へ流出する前に、それを防止することが一定限度で行われうるものとされている。しかし、海外での執行は、国際裁判管轄及び執行に関する EU 規則や国際司法共助法の適用範囲内であれば、外国の民事訴訟法に従い可能とされていることから、仮差押の要件が認められる場合は、外国での執行が困難であると考えられる場合のみに限定されている。また、仮差押を求めた訴訟当事者がその訴訟に敗訴した場合には、相手方から損害賠償請求を受けることとなるところ、利益剥奪請求はさまざまな立証の障害ゆえ、勝訴の見込みは薄いことから、利用可能な場面は限られているという問題がある。
- (2) 刑事手続上の押収制度により、押収が認められる範囲内において、違反者の財産への追及の可能性が認められている。
- (3) なお、違反者が倒産した場合については、倒産手続開始前に過料告知を導く秩序違反が行われた場合か、倒産手続中又は残債務免除（免責）手続中に係る秩序違反が行われた場合かによって対応が異なる。前者の場合には、裁判の続行について倒産管財人の判断によることとなり、後者の場合には、平等分配の形で、利益剥奪請求権の執行が担保されることとなる。
- (4) さらに、TKG 違反や UWG 違反に基づく過料の場合には、行政処分の形で違反者の銀行預金口座を凍結させる方法が存在する。ただし、この方法については、比例原則の観点からの問題が指摘されている。

(Ⅲ) 韓国

1. 行政による不利益賦課制度、消費者被害の防止・救済に関する制度

行政による不利益賦課制度、消費者被害の防止・救済に関する制度としては、伝統的に「課徴金制度」や「消費者被害救済制度」を例に挙げることができる。なお、最近では、行政による是正措置の内容として「消費者被害の予防及び救済に必要な措置」が含まれるようになり、今後は行政によって消費者被害の救済や予防が図られることが期待されているところである。

2. 課徴金制度

韓国で課徴金制度は、もともと独禁法に由来するものであるが、現在は多くの中央行政部署の有力な規制手段の一つになっている。公取委の所管する消費者法（訪問販売法、電子商取引法、割賦取引法）における課徴金制度は、沿革的な理由によって、営業停止の代替制度として設けられているが、課徴金の具体的な賦課基準や手続については独禁法を準用していた。最近では、それぞれの消費者法において施行令や告示の形で、課徴金の賦課基準について詳細なルールを設け、制度の独自化や具体化を図っている。例えば、訪問販売法と電子商取引法は、いずれも 2012 年 2 月 17 日の改正において、課徴金制度の具体化（賦課基準の明確化、要件の明確化）を図っている。

今後、消費者法においても課徴金が有力な行政手段の一つとして活用されることが予想される。

3. 被害救済制度

消費者基本法には韓国消費者院による消費者被害救済や調停制度が設けられている。これは、消費者被害に対し韓国消費者院が当事者に消費者被害の補償（救済）に関する合意を勧告し、合意が成り

立たなかった場合は、韓国消費者院に設置されている消費者紛争調停委員会の紛争調停を受け、紛争を解決する一種の行政型 ADR 制度である。また、公取委所管の消費者法には、公取委による是正措置等と消費者被害救済制度とを連携させ、後者による被害救済又は紛争調停が成立し、当事者がその履行をした場合は、是正措置を行わない制度（行政制裁と被害救済との連携制度）を設けているが、実際にはほとんど活用されていない。

4. 消費者被害の予防及び救済に必要な措置

2010 年の割賦取引法の改正や 2012 年の電子商取引法及び訪問販売法の改正により、行政による是正措置の内容として、「消費者被害の予防及び救済に必要な措置」が含まれるようになった。そのような措置として現在具体化されているのは、①紛争・苦情処理に必要な人員・設備を整える措置、②代金返金を拒絶し、又は遅延する事業者に対する代金や遅延利息の返金措置、③財貨等を交換拒絶する事業者に対する交換措置といったものである。従来、消費者被害の個別的な救済は、司法判断もしくは ADR 制度がその役割を担っていたが、一連の消費者法の改正により、行政処分によっても消費者被害の救済及び予防が図られることになり、今後の制度運営による成果が注目される場所である。しかし、是正措置として被害救済命令を下したとしても、事業者がそれを履行しない場合に、（強制執行のように）直接的にその履行を強制できるような手段はなく、そもそも行政がどのように履行の有無を確認したり、被害額を算定したりといった事実認定を行うのかについても明確な基準は設けられていない。行政措置が消費者被害の直接的な救済に繋がるという保証は、未だ制度的に確保されているとはいえないのが現状である。

(IV) 米国

1. 米国における消費者被害回復制度

米国では、米国証券取引委員会（SEC）や米国連邦取引委員会（FTC）が、管轄する法律のエンフォースメントの手段として差止命令（injunction）や民事制裁金（civil penalty）を利用している。差止めとともに、原状回復（restitution）や利益の吐き出し（disgorgement）が命じられることもあり、これらの制度を通じて違反者から支払われた金銭及び民事制裁金として支払われた金銭を被害者に分配する制度が整備されている。

2. SEC による消費者被害回復

SEC が証券詐欺や内部者取引などの証券取引法違反行為に対して執りうる措置は多様である。典型的なものとして、排除措置命令、差止め、差止請求と合わせて行われるディスゴージメント（利益吐き出し）、民事制裁金の賦課などがある。

排除措置命令は、1990 年の証券法務執行救済・低額株改革法（Securities Enforcement Remedies and Penny Stock Reform Act）によって新たに SEC に与えられた行政手続に基づくエンフォースメント手段である。その目的は違法行為の排除と将来の違法行為の阻止であり、SEC 自らが証券規制に関連する法令違反行為の差止めを命令する。

差止めは、証券規制に関連する法令違反に対して連邦地方裁判所に申し立てることができる。差止めの対象は、該当する法令のあらゆる条項の違反のほか、証券取引所や証券業協会の規則違反にも及ぶ。

ディスゴージメントは、SEC が、裁判所の承認を得て、その監督下で、加害者から金銭などの資産を徴収し、それに基づく基金を形成して、被害者に分配を行う（ファンド基金の分配については後述）。

民事制裁金は、裁判手続による場合と行政手続による場合があり、行政手続によって請求する場合の対象は、登録業者に限られる。

SEC におけるファンド基金の分配について、基金化された資産に関しては裁判所が分配の方法や対象を決定する裁量権を有する。ファンドの管理・分配は、裁判所の監督の下で、裁判所が選任した管

財人が行う。管財人以外にも、SEC は、受託者、分配代理人又はクレーム管理者を選任し、ファンドの管理・分配を行うことができる。分配可能となったファンドについては迅速な被害者への分配に努めるが、差止訴訟の長期化が見込まれる事案においては、裁判所選任の管財人がその時点まで徴収した基金を被害者に中間分配することが認められる。また、ファンドが設置された場合でも、被害者へ金銭が分配されないこともある。このような場合として、①徴収金額が少額の場合、②徴収金額に比して被害者数が膨大になる場合が挙げられる。この場合、徴収金は、裁判所の許可を得て、司法省の一般ファンドに帰属する。SEC によるファンド形成やファンドに基づく被害者補償がない場合でも、実際に補償が行われることもある。これについては、分配対象となる資産が破産手続を経て破産管財人に移転し、そこから補償が行われた事例などがある。

3. FTC による消費者被害回復

不公正な競争及び不公正又は欺瞞的行為ないし慣行を定める FTC 法第 5 条 (UDAP; unfair or deceptive acts or practices 規定) に違反する行為がある場合に、FTC が採り得る消費者被害救済の手段は多様である。

(1) 違反行為の停止

違反行為を停止させる方法としては、FTC 自らが行う行政命令である排除命令に加え、裁判所に訴訟を提起して差止判決を求める場合がある。民事制裁金は、排除命令の違反者に対して命令を強制する間接強制手段として設けられている。

(2) 被害者の損害回復

FTC が、UDAP 規定違反によって消費者が被った損害を回復するために取り得る手段として、衡平法上の救済としての①原状回復及び②ディスゴージメント並びに③FTC 法第 19 条に基づく被害回復請求制度がある。

このうち、原状回復 (restitution) は、違反企業から被害者へ被害額を返還させる制度である。この制度の目的は、被害者の経済状態を被害前まで回復させることである。

ディスゴージメントは、SEC におけると同様、違反行為者が獲得した違法な利益を FTC に提供させることにより、違反行為者による不当な利益保持を解消し、違反行為の抑止を図る制度であるが、吐き出された利益が被害者に分配されるケースもある。

FTC 法第 19 条に基づく消費者被害回復請求は、FTC 法第 5 条の消費者保護規定 (UDAP 規定) 違反による排除措置命令受命者であり違反を知り得たはずの行為者に対して、FTC が裁判所に請求することができるという制度である。その内容としては、契約の取消し・改定、金銭・財産の返還、損害賠償、違反事実の周知が例として挙げられている。同制度の対象となるのは、排除命令を受けた者とされているため、この請求をするためには、審判を経た上での決定又は同意命令を得た後に、更に裁判所に請求しなければならない。これに対して、前述の衡平法上の救済としての原状回復等を請求する場合には、審判手続を経ることなく、裁判所に申し立てることができる。このため、FTC は衡平法上の救済を利用することが多いようである。

(V) ギリシャ

1. ギリシャにおける消費者保護法制の在り方

ギリシャにおいては、消費者の保護については、消費者の保護に関する 1994 年法第 2251 号 (以下、「消費者保護法」という。) において一般的に規律されている。その中で、経済的不利益賦課制度等の中核を担うのは、消費者保護法第 13a 条である。

2. 行政による経済的不利益賦課制度

(1) 消費者保護法第 13a 条に基づく行政罰等

消費者保護法第 13a 条第 2 項によると、同法の規定に違反した事業者に対しては、刑法、市場規

制法その他の特別法の定めを害することなく、開発大臣の決定により、1,500ユーロから1,000,000ユーロまでの過料が課される。同一の事業者に対して3を超える過料決定がなされた場合には、過料の上限は2倍の額にまで引き上げられ、開発大臣は、業務の全部又は一部を、3か月から1年までの期間にわたり停止すべきことを命ずることができる。

また、同条第3項によると、同条第1項に従い消費者の苦情申立てに回答しない事業者に対しては、開発大臣は、次に掲げる措置をとることができる。(a)従わなかった場合には過料を課す旨を通知して、期間を定めて、苦情申立てに回答するよう勧告すること、(b)500ユーロから5,000ユーロまでの過料を課すこと、(c)繰り返し苦情申立てに回答しなかった場合には、5,000ユーロから50,000ユーロまでの過料を課すこと。これらの制裁は、適切な方法により公表することができる(同条第5項)。

(2) その他の規定による行政罰等

消費者保護法第13a条に基づく行政罰等のほか、消費者保護法の他の規定による事業者に対する行政罰等と消費者保護法以外の特別法に規定されている行政罰等があり、これらは、消費者保護法第13a条に基づく行政罰等を補完する役割を担っている。

(3) ギリシャにおける経済的不利益賦課制度の特色

ギリシャにおける消費者の財産被害に係る経済的不利益賦課制度は一元的なものとなっており、日本では消費者契約法、特定商取引法、製造物責任法等、消費者保護に関連する種々の特別法におかれている規定と類似する内容の規定に対する違反があった場合につき、統一的な制裁を定めている。このような制度は、消費者保護に係る諸規定の公益性な性質を強調するものであるとともに、見通しの良さと安定した運用を可能とするものでもある。

また、個別の事例の重大性等は、主に、過料の金額や業務停止の期間が決定される段階において考慮されるため、柔軟な対応が可能となっている。

さらに、事業者に対する消費者の苦情申立てに事業者が回答しなかった場合においても行政罰等が課されるため、事業者による回答が促され、裁判外での紛争解決の促進に貢献している。このような苦情申立制度の構築と、通告内容の真偽の調査及び消費者保護法に対する違反の職権による確認を現地監査により行う種々の監査団の存在は、早期における消費者被害関連の情報収集を促進し、消費者被害の事前防止にも貢献しているようである。

(VI) オーストラリア

1. 豪州競争・消費者委員会 (ACCC)

オーストラリアにおける消費者保護に関する法律は、Competition and Consumer Act 2010 (以下「2010年競争・消費者法」という。)の附則2「The Australian Consumer Law」として規定されている。また、消費者被害の防止・救済のために、ACCCが独立機関として設置されている。

ACCCの主な活動分野は、①消費者などの苦情又は職権に基づき、訴訟又は訴訟以外の措置を通して企業に法を遵守させること(コンプライアンス・エンフォースメント活動という。)、②市場に対する行動を改善するための政策を実施すること、③企業に対する指導、企業もしくは消費者の教育又は取引慣行について情報提供をすること、である。

2. ACCCによる経済的不利益賦課制度

オーストラリア消費者法において特徴的な制度は、ACCCによる消費者法違反行為に対する民事制裁金制度(Civil Pecuniary Penalty)である。本制度は、2010年競争・消費者法改正によって同法に導入された制度であり、ACCCが連邦裁判所の承諾を得て訴訟を提起し、私人間の民事訴訟に参加することで民事制裁金が賦課されるものである。消費者法違反を犯そうとするビジネスに対して多大な抑止効果を持っていると評価されている。

(1) 対象

対象としては、欺瞞的行為を除き、非良心的行為、不公正な慣行、一部の製品安全関連の違反行為（例えば、事故情報の通知義務）が対象となり、上限金額は、2010年競争・消費者法上、法人又は個人について定められている。

(2) 要件

2010年競争・消費者法第3編第5章第224条第2項は、裁判所が民事制裁金の適用を検討する際の考慮要素を下記のとおり規定している。

(i) 作為又は不作為の性質と程度及びそれによって生じた損害の性質と程度

(ii) 作為又は不作為がなされた事情 (circumstances)

(iii) 第4章又は本章に基づく裁判手続において、過去に類似の行為を行ったことが裁判所によって調べられた (found) かどうか (違反歴)

上記規定以外に、判例上、更に詳細な判断基準が適用されている (Australian Competition and Consumer Commission v Singtel Optus Pty Ltd (No. 4)において、Perram連邦裁判所判事により提示された)。

(3) 手続

民事制裁金はACCCによって算出され裁判所に申請されるが、制裁金賦課の可否及び金額について最終判断する権限は裁判所が有する。裁判所は、2010年競争・消費者法上規定されている制裁金の金額を上限とし、算定にあたっては各種要因を考慮するが、具体的なガイドラインは存在しない。被害者に対する損害額とは別個に算定される。そして、民事制裁金はあくまで違法行為の抑止のための方策であり、賦課した制裁金の被害者への配分は想定されておらず、政府総合歳入 (Government Consolidated Revenue) に入り、他の税収入と同様に政府の管理下に置かれ運用される。